3　特定再処理施設について法第五十条の五第二項の認可の申請をする場合には、当該申請に係る廃止措置計画に、第一項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を定めなければならない。

一　回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない場合　回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期

二　特定廃液を廃液槽に保管廃棄している場合　特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期

4　前項の場合において、第一項の申請書には、第二項第二号から第十号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類又は図面を添付しなければならない。

一　回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない場合　回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書

二　特定廃液を廃液槽に保管廃棄している場合　特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書及び回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出している場合にあつては第二項第一号の資料

5　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十九条の六　法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　［略］

三　変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項

四　［略］

2　［略］

［項を加える。］

［項を加える。］

3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十九条の六　法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　［略］

三　変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項

四　［略］

2　［略］

3　前条第三項及び第四項の規定は、法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可の申請をする場合について準用する。

4　［略］

（廃止措置計画の認可の基準）

第十九条の八　［略］

一　再処理設備本体から回収可能核燃料物質が取り出されていること。

二～四　［略］

2　前項の規定にかかわらず、特定再処理施設（再処理設備本体から回収可能核燃料物質を取り出していないものに限る。）に係る廃止措置計画の認可に係る法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、前項第二号から第四号までに掲げるもののほか、廃止措置計画に係る特定再処理施設におけるせん断処理施設の操作の停止に関する恒久的な措置が講じられていることとする。

（旧再処理事業者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第十九条の十五　［略］

一・二　［略］

三　廃止措置対象施設内に特定廃液又はガラス固化体が存在している場合。

2　［略］

［項を加える。］

3　［略］

（廃止措置計画の認可の基準）

第十九条の八　［略］

一　再処理設備本体から使用済燃料及び核燃料物質（再処理設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる使用済燃料及び核燃料物質を除く。）が搬出されていること。

二～四　［略］

［項を加える。］

（旧再処理事業者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第十九条の十五　［略］

一・二　［略］

三　廃止措置対象施設内に使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）又はガラス固化体が存在している場合。

2　［略］

別表第二　再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第二条の二） ［略］	目次 第一章　総則（第一条・第二条） ［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。